

特別区制度研究会について

1 経過

3月14日区長会総会

「今後の議論に備えるための基礎的な調査研究を進める」

4月16日区長会総会

「財団法人特別区協議会に研究会を設置する」

7月7日副区長会総会

特別区協議会から区職員の参加協力依頼

7月16日区長会総会

特別区協議会から区職員の参加協力依頼

8月20日

第1回 全体会

9月2日、9月12日実施（2回にわたり実施）

第2回 全体会

10月6日

第3回 全体会

※第4回以降は、各分科会で実施

2 参加状況

23区 24名、特別区協議会等 5名

職層構成（主査18名、主任主事8名、主事3名）

3 分科会編成

3月14日区長会総会資料の「調査研究事項の例」に基づき、4つの分科会を設置

第1分科会（8名） … 課題①

第2分科会（7名） … 課題②

第3分科会（7名） … 課題③

第4分科会（7名） … 課題④

《調査研究事項の例》

- ①現在、国の段階で進められている第2期地方分権改革に関連する検討等、自治制度をめぐる動きに対応した特別区としての考え方を整理していく必要がある。
- ②今後の分権改革の議論に備えて、報告が示した「基礎自治体連合」の仕組みの活用策のほか、特別区と他自治体との連携のあり方を検討する必要がある。
- ③基礎自治体の対等・協力の関係で事務処理、財政調整等を担う具体的なイメージを想定しておく必要がある。
- ④報告の内容を踏まえた法制度や東京大都市地域の自治モデルの具体化に向けた課題等の整理を行う必要がある。